

新 人 第 5 3 4 号
令 和 元 年 7 月 1 7 日

部 ・ 区 長 等 各 位
職 員 各 位

新潟市職員の退職管理（働きかけ規制）について（依頼）

総 務 部 長
（担当 人事課）

本市では、地方公務員法の改正に伴い、平成 28 年 4 月から新潟市職員の退職管理に関する条例及び同条例の施行規則、要綱を定め、別添資料のとおり本市を退職した職員の「働きかけ」を規制しています。

各部・区長及び各所属長においては、すでに令和元年 7 月 1 日付「令和元年度末定年退職者の再任用及び営利企業等への就職について（依頼）」（新人第 4 2 5 号）でも周知をお願いしていますが、今年度末定年退職者のほか、早期退職等を希望する職員がいる場合についても、条例等の主旨を周知くださるよう重ねてお願いします。

また、各職員においては、別紙資料等を参照のうえ、条例・規則で規制している「働きかけ」を行わないこと、及び要綱で定める営利企業等への再就職を自粛することについてご理解くださるようお願いいたします。

（添付資料）

- ・ 新潟市職員の退職管理（働きかけ規制）および民間企業等への再就職について
- ・ 新潟市職員の退職管理に関する条例
- ・ 新潟市職員の退職管理に関する規則
- ・ 新潟市職員の退職管理に関する要綱

（担当）
総務部人事課 課長補佐 梅田
直通電話 025-226-2489
内線 32487
E-mail jinji@city.niigata.lg.jp

新潟市職員の退職管理（働きかけ規制）および 民間企業等への再就職について

新潟市では、地方公務員法の改正に伴い平成28年4月から「新潟市職員の退職管理に関する条例」および同条例の施行規則、要綱を定め、当市を退職した職員の「働きかけ」を規制しています。

1 地方公務員法による「働きかけ」規制（禁止事項）

- (1) 退職時の役職を問わず、民間企業等へ再就職した職員が、在籍していた当市の組織等の現職員に対して、退職後2年間、離職前5年間の契約等事務に関する「要求」や「依頼」を行うこと。
- (2) 退職時の役職を問わず、民間企業等へ再就職した職員が、在籍していた当市の組織等の現職員に対して、在職中に自らが決定した契約・処分に関する「要求」や「依頼」を行うこと。 ※無期限
- (3) 部長職時代の職務（契約事務等）に関して、民間企業等へ再就職した職員が、在籍していた当市の組織等の現職員に対して、「要求」や「依頼」を行うこと。

2 新潟市職員の退職管理に関する条例および規則による「働きかけ」規制（禁止事項）

当市では、地方公務員法に定める上記の規制を条例（第2条）により強化し、「課長・部長職時代の職務（契約事務等）」に関して、民間企業等へ再就職した職員が、在籍していた当市の組織等の現職員に対して、「要求」や「依頼」を行うことについても禁止しています。

3 新潟市職員の退職管理に関する要綱による、再就職に関する自粛規制

当市では、条例および規則で規制する「働きかけ」が行われる機会をできる限り排除するため、退職後2年間、次に該当する民間企業等への再就職を自粛することとしています。

- ・退職した職員が、その離職前5年間に在籍していた所属と密接な関係にあるもの
- ・当市の競争入札参加資格を有するもの